

三郷市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、インターネットを利用して家庭学習が可能となる環境を整備することにより、子供たちの学習を保障することを目的に、モバイルルーター等のLTE通信機器（以下「機器」という。）を貸与する事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 機器を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、三郷市立の小学校または中学校に在学し、かつ、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が自宅に整備されていない児童生徒とする。

(貸与の申請)

第3条 機器の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭学習のための通信機器貸与申請書（別記様式第1号）を三郷市教育委員会に提出するものとする。

2 前項に定める申請者は、前条に定める対象者の保護者とする。

(許可決定等)

第4条 三郷市教育委員会は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、家庭学習のための通信機器貸与決定（却下）通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 三郷市教育委員会は、前項の規定により貸与の決定をしたときは、機器の貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）を家庭学習のための通信機器貸与事業利用者名簿（以下「利用者名簿」という。）に登録するものとする。

(貸与)

第5条 三郷市教育委員会は、学校長と協議の上、インターネットを利用した家庭学習を実施しようとするときに利用者に機器を貸与するものとする。

2 機器の貸与期間は、三郷市教育委員会が協議の上決定し、家庭学習のための通信機器貸与決定（却下）通知書（別記様式第2号）により、利用者に通知するものとする。

3 利用者は、前項の規定により通知された貸与期間が満了したとき、速やかに機器を返却しなければならない。

(費用の負担)

第6条 利用者は、機器の貸与を受けた期間の通信等に要する費用を負担しなければならない。

(機器の管理および譲渡等の禁止)

第7条 利用者および対象者は、機器を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、利用者がその補てんに要する費用を負担するものとする。

- 2 利用者は、機器を譲渡し、転貸し、その他三郷市教育委員会が認める家庭学習の目的以外に使用してはならない。

(利用の停止)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、家庭学習のための通信機器貸与変更届出書(別記様式第3号)を三郷市教育委員会に提出しなければならない。

- (1)対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2)機器の貸与の利用を変更または停止するとき。
- 2 三郷市教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、貸与の決定を取り消し、利用者名簿から削除するものとする。
- 3 三郷市教育委員会は、前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消し、利用者名簿から削除することができる。
 - (1)対象者が第2条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。
 - (2)その他不適切な利用があったと認めるとき。

(細目)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和3年5月7日から施行する。